

一、三年一請會御年貢之事、以國納如先々可致執沙汰者也。

一、於年貢和市者、每年十月中可爲國定事。

一、於御服者、每年如先規可致取沙汰也。

一、於歲之損否者、以社家上使可有落居事。

右此條々如申定、不可有不法懈怠之儀候。萬一無沙汰難澁候者、可被達上聞候。仍請文狀如件。

平 左衛門六郎

康正元年十月廿五日

光 知 在判

十二月廿一日。足利義政、攝津之親に、その所領河北郡倉月莊地頭・領家兩職内不知行の地を還付す。

【美吉文書】 武藏

八九九

(足利義政) 袖判

加賀國倉月庄地頭領家兩職内不知行所々紙在之目録別所返付攝津掃部頭之親也。早一圓領掌不可有相違之狀如件。

康正元年十二月廿一日

康正二年 丙子 紀元二二一六

五月廿二日。足利義政、大館教氏に、江沼郡富墓莊・石川郡倉部村等を安堵せしむ。

【八坂神社文書】 山城

九〇〇

(足利義政) 御判

近江國林村散在、伊勢國田村散在、同國吉澤・吉末御厨、若狭國東松長庄參分壹、加賀國倉部村、同國玉鉾村四分壹、同國千木村、同國興保并預所職、美濃國大井郷地頭領家職、同國北方郷、同國小柿郷、攝津國澤良宜村内御馬免、加賀國富墓庄永代契約分等事、早任當知行之旨、大館兵庫頭教氏領掌不可有相違之狀如件。

十月九日。足利義政、山城臨川寺領石川郡大野莊に諸公事を免除し、莊内居住人の守護被官と爲り及び守護使の入部することを停む。

【天龍寺文書】 山城

九〇一

康正二年五月廿一日

十一月三日。足利義政、狩野頼忠に、江沼郡福田莊内菅浪郷地頭・公文兩職及び菅生社神主職を安堵せしむ。

【狩野文書】 (足利義政) 御判

九〇三

加賀國福田庄内菅浪郷地頭・公文兩職、並菅生社神主職等事、早任當知行之旨、狩野敷地彦五郎頼忠領掌不可有相違之狀如件。

康正二年十一月三日

【群書類從】

九〇四

是歲。幕府、造内裏段錢并びに國役引付を注す。

康正二年造内裏段錢并國役引付(節略)

三百六拾文 大内五郎殿 賀州狹村之反錢

四貫四百七拾文 妙光寺領 賀州豐田段錢

百文 東岩藏寺眞性院領 能州鮎上村段錢

二百三拾文 吉見右馬頭殿 能州之内所々段錢

本折道祖若殿

右近衛大將源朝臣 在判

康正二年十月九日

臨川寺文書 山城

九〇二

臨川寺領加賀國大野庄付得藏地頭領家分諸公事并段錢守護役檢斷等事、被免除訖。早任去年十月九日御判之旨、向後停止守護使入部、可被全寺家所務之由、所被仰下也。仍執達如件。

康正三年三月六日

(細川勝元) 右京大夫 在判

本折道祖若殿

康正二年

三八九